

那覇市住居確保給付金 **(家賃補助)** のしおり ～ 住居確保給付金のご案内 ～

那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター

1 住居確保給付金（家賃補助）とは

住居確保給付金は、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給する制度です。
（原則3か月間、申請により最長9か月までの間で、1か月単位の支給となり、本市から貸主等の方に直接振り込みます。）
「**離職・廃業から原則2年以内（出産・傷病等がある場合は最大4年）の方**」や「**個人の責や都合によらない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方（就業機会の減少）**」で、求職活動等を誠実に実施する方が対象です。
※賃貸物件にお住まいの方が対象です。持ち家（住宅ローン）の場合はご利用いただくことができません。
共益費や光熱水費、借地代は対象外です。

2 支給条件

申請時に次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象です。

- ①

イ) 離職等又は□) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方であること
- ②

イ) 申請日において、離職等で当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30 日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2 年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4 年を超えるとときは、4 年とする。又は
□) 申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
- ③

イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
□) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④

【収入要件】

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一世帯の方の収入の合計額が、下表の基準額(A)に申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額※(B)を合算した収入基準額(C)以下であること

世帯員数	基準額 (A)	申請者が賃借する住宅の家賃額※ (B)	収入基準額 (C)
単身世帯	90,000円	32,000円	122,000円
2人世帯	132,000円	38,000円	170,000円
3人世帯	159,000円	41,800円	200,800円
4人世帯	197,000円	41,800円	238,800円
5人世帯	235,000円	41,800円	276,800円
6人世帯	273,000円	45,000円	318,000円
7人世帯	310,000円	50,000円	360,000円

※ (B) に記載の額は、住宅扶助基準に基づく額です。申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額で算定します。
- ⑤

【資産要件】

申請日における、申請者及び申請者と同一世帯の方の所有する金融資産（預貯金・現金・株式・投資信託・暗号資産）の合計額が下表の金融資産の合計額以下であること

世帯員数	金融資産の合計額
単身世帯	540,000円
2人世帯	792,000円

世帯員数	金融資産の合計額
3人世帯以上	1,000,000円

2 支給条件 〜つづき〜

- 【求職活動要件】
- ⑥ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
※離職・廃業・再延長の場合は申請までに公共職業安定所への求職の申込みが必須となります。
- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付金等を、申請者及び申請者と同一世帯の方が受給していないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一世帯の方のいずれもが暴力団員でないこと

3 支給額

○収入が、「基準額」を超えて「収入基準額」以下の場合、次の計算式で支給額を決定します。

例① 上限額支給

単身世帯で家賃が55,000円、申請月の収入が100,000円の場合の支給額
 $90,000円 + 55,000円 - 100,000円 = 45,000円 > 32,000円$ （上限額）
（単身世帯の支給上限額32,000円を超えたため、支給額は32,000円となります。）

例② 一部支給

単身世帯で家賃が55,000円、申請月の収入が122,000円の場合の支給額、
 $90,000円 + 55,000円 - 122,000円 = 23,000円$
※基準額は、前ページの「2 支給条件」の「収入要件」の「基準額（A）」をご覧ください。
※収入が世帯毎の収入基準額（単身世帯122,000円）を超えた場合は対象外となります。

4 支給期間中の就職活動等

- （1）受給期間中は、ハローワークへの求職申込みのほか、次のa～cの求職活動を行うことが必要です。
- a.月に4回以上那覇市PSとの面談等の支援を受ける
 - b.月に2回以上、ハローワーク等における職業相談等を受ける。
 - c.原則週に1回以上の求人先への応募・面接を受ける。

（2）就業機会の減少で申請された方で自営業の再建を目指す場合は、次のa～cの活動を行うことが必要です。

- a.月に4回以上那覇市PSとの面談等の支援を受ける
- b.原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける。
- c.経営相談先の助言等のもと、自立にむけた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組をおこなう。

※就業機会の減少で申請された方で自営業者の方が7か月以降受給される場合は離職者と同様の求職活動が必要となります。なお、求職活動はWワークや副業を目指す活動も含まれます。

5 住居確保給付金の申請をおこなう個人事業主の方へ

○個人事業主が住居確保給付金を利用するにあたり上記求職活動要件は次のとおりです。

- ・現在行っている事業の立て直しで自立を目指される場合
上記4（2）のとおり活動を行うこととなります。
那覇PSで初回面談後、公的な経営相談先へ様式10「自立にむけた活動計画」を公的な経営相談先と相談の上、助言を受けた上で、作成した後に那覇PSへ提出をお願いします。
なお、公的な経営相談先から、自立にむけて就職が望ましいと判断された場合、または、住居確保給付金の支給が7か月に入る場合は、上記4（1）のとおり求職活動を求めますので、ご了承ください。
- ・転職またはWワーク先を確保することで自立を目指される場合
上記、4（1）の求職活動を行ってください。
その場合、ハローワーク登録票等を提出してください。

6 公的な経営相談先について

よろず支援拠点または営業をおこなっている所在地の商工会議所または商工会へご相談ください。
なお、最寄りの相談先はつぎのとおりです。

○沖縄県よろず支援拠点

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1 産業支援センター 4F 414号室

TEL 098-851-8460

月～金（祝祭日を除く）9:00～19:00

土曜日（祝祭日を除く）9:00～17:00

○那覇商工会議所

〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号琉球リース総合ビル6階

TEL：(098) 868-3758

月～金（祝祭日を除く）8:30～17:00

5 住居確保給付金を受給中に常用就職した場合は届出が必要です

○支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を那覇市PSに提出してください。

○提出した月の翌月以降、申請者の月収額が確認できる書類を、那覇市PSに毎月提出してください。

6 支給額が変更される場合があります

○次に該当する場合は、支給額が変更されます。

- ・住居確保給付金の支給対象となっている住居の家賃が変更された場合

- ・支給上限額未満の支給を受けている方で、受給中に収入が減少し、収入が基準額以下になった場合

○該当する場合は、那覇市PSに変更の申請を行うことで支給額が変更されます。該当することがわかる書類を準備して、那覇市PSにご連絡ください。

7 住居確保給付金の申請をするために必要な書類

○チェックリストをご参照ください。申請書を郵送で受け取った方はチェックリストが同封されています。那覇市公式ホームページでこのしおりをご覧いただいている方は、ホームページ内に掲載されていますので、そちらをご確認ください。

8 住居確保給付金の申請から決定までの流れ【住居を喪失するおそれのある方の場合】

○住居確保給付金の支給申請

※来所予約がない場合は当日対応できない場合がございますので、ご注意ください。

- ・申請者は、申請書等に必要書類を添えて、那覇市PS宛てに提出及び来所面談をおこないます。

- ・那覇市PSは受領印を押した申請書の写しを、申請者へ交付します。

○入居する住居の確保

- ・貸主等に申請書の写しを提示して、貸主等に「入居住宅に関する状況通知書」への記載を依頼し、交付を受けてください。

- ・振込みの誤りを防ぐため、貸主等の振込先がわかる通帳の写しなども併せて求めてください（任意）。

○住居確保給付金の確認書類の提出

- ・貸主等から交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」を、那覇市PSに提出します。

○住居確保給付金の審査

- ・那覇市による審査の結果、受給資格ありと判断された場合、「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。同時に「職業相談確認票(参考様式6)」、「常用就職活動状況報告書(参考様式7)」、「常用就職届(様式6)」の用紙、必要に応じて「自立に向けた活動状況報告書(参考様式11)」の用紙を配布します。

- ・入居している賃貸住居の貸主等に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。

- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給決定通知書」が交付されます。この場合は、入居している住居の貸主等に住居確保給付金不支給決定となった旨を連絡してください。

- ・住居確保給付金は、那覇市から貸主等が指定する口座へ直接振り込まれます。

8 住居を喪失している方の申請について

○住居を現に喪失された方または、退去を求められている方についても新たな住居の確保に向けた支援が可能です。個別に、お問い合わせください。

9 住居確保給付金の再支給について

○住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。再支給には制限があります。

- ・住居確保給付金の支給終了後に、新たに解雇（受給者の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合
なお、再支給にあたって、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したものに限られる。

10 住居確保給付金の支給を中止する場合があります

- 住居確保給付金を受給中に常用就職し、就労により得られた収入、又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、収入基準額を超えた場合、その収入が得られた月の支給から中止します。
- 住居を退去した方（貸主等からの要請の場合や那覇市PSの指示による場合を除く。）は、退去した日の属する月の翌月の支給から中止します。
- 住居確保給付金の支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

11 新たに入居する賃貸住居の初期費用及び生活費が必要な方へ

賃貸住宅への入居には、敷金・礼金等のいわゆる初期費用が必要となります。初期費用への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、**住居確保給付金（転宅費）の他**、生活福祉資金（総合支援資金）を活用することができます。

○**生活福祉資金**については、那覇市社会福祉協議会（電話 098-857-7766）にお問い合わせください。

12 自立相談支援事業について

住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の一環として実施されます。

自立相談支援事業は、相談者の生活課題を聞きとり、生活の再建や自立にむけた様々な助言や情報提供などを関係機関と一体となって行う事業です。

そのため、住居確保給付金を利用する場合は、ご本人やご家族の生活状況の聞き取りや収入や債務、通院状況などの様々な状況をお聞きすることがありますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

13 その他

- 住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請や届け出など不適切受給に該当することが判明した場合、支給を中止するとともに、既に支給した給付の全部又は一部について返還していただく場合があります。
- 犯罪性のある不適切受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行います。

14 相談窓口（郵送申請の送り先） ※面談を含む相談全般は事前予約制です。

- 相談窓口 那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター（自立相談支援機関）
- 所在地 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区6階（グッジョブセンターおきなわ内）
- 電話番号 **098-917-5348**（事前予約問い合わせ電話番号）
- 開所日 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）
- 受付時間 午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時を除く）
- 業務委託元 那覇市 福祉部 保護管理課